

児童扶養手当・特別児童扶養手当 ～手当額が改正されました～

児童扶養手当

○支給対象

何らかの理由により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している(ひとり親家庭)場合や、父または母が心身に障がいのある場合に、その児童を養育している父または母(または養育者)に対して支給されます。手当の支給は、児童が18歳に達した年度末まで支給の対象となります。

なお、児童が政令で定める障がいを有するときは、児童が20歳に達するまで支給されます。ただし、児童が施設に入所したり、児童が年金の加算の対象となっている場合は支給されません。

○手当月額

区 分	平成27年3月まで (平成27年4月振込分まで)	平成27年4月から (平成27年8月振込分から)
全部支給	41,020円	42,000円
一部支給	41,010円～9,680円	41,990円～9,910円

第2子加算...月額5,000円(全部支給、一部支給共通)

第3子以降加算...1人につき月額3,000円(全部支給、一部支給共通)

※所得制限があります。

特別児童扶養手当

○支給対象

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育する父または母、もしくは父または母に代わってその児童を養育している方に支給されます。ただし、児童が施設などに入所している場合は支給されません。

○手当月額

区 分	平成27年3月まで (平成27年4月振込分まで)	平成27年4月から (平成27年8月振込分から)
重度障害児の場合	49,900円	51,100円
中度障害児の場合	33,230円	34,030円

※所得制限があります。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：宮澤

松くい虫およびナラ枯れ被害の予防について

松くい虫被害は、マツノザイセンチュウという小さな線虫がマツの木に侵入することによって、マツが枯れてしまう伝染病のことで、

平成25年の6月と9月に、深浦町でクロマツの松くい虫被害が立て続けに確認されました。

また、ナラ枯れ被害は、小さな昆虫が運ぶナラ菌により、ミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病です。

もし、これらの被害が、県内にまん延すると、農林水産業をはじめとする産業・経済のほか、本県が誇る自然景観や観光資源などに大きな影響を与えます。

松くい虫やナラ枯れ被害を防ぐためには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。

自宅の庭木や街路樹など、身の回りで枯れている、あるいは枯れかかっているマツやナラ類を見つけたときは、役場産業建設課または最寄りの下北地域県民局地域農林水産部林業振興課、森林組合までお知らせください。

大切な森林資源を次の世代へ引き継いでいくため、御協力をお願いします。

【お問合せ】役場産業建設課

☎38-2111

下北地域県民局林業振興課

☎22-6855

下北地方森林組合

☎22-1041